



陸の豊さも守ろう（水曜1クラス）

- ① 2020年までに、森林、湿地、山地、乾燥地など陸上の生態系と、内陸の淡水地域の生態系、および それらがもたらす自然の恵みを守り、回復させ、持続可能な形で利用できるようにする。

- ② 2020年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいとめる。また、おとろえてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きくふやす。

- ③ 2030年までに、砂漠化に対応し、砂漠化、干ばつ、洪水の影響をうけておとろえてしまった土地と土壌を回復させ、これ以上土地をおとろえさせない世界になるように努力する。

- ④ 自然の生息地がおとろえることをおさえ、生物の多様性がそこなわれないようにし、2020年までに、絶滅が心配されている生物を保護し、絶滅をふせぐため、緊急に対策をとる。

- ⑤ 保護しなければならない動植物の密猟や、法律に反した取り引きをなくすために、緊急の対策をとる。法律に反する野生生物の製品が求められたり、売られたりすることがないようにする。

- ⑥ 2020年までに、外来種の侵入を防ぐとともに、外来種が陸や海の生態系に与える影響を大きくへらすための対策をはじめめる。特に優先度の高い外来種は駆除する。

〈参考〉

野生生物犯罪にたちむかおう



絶滅の危機にひんしているゾウの牙（象牙）、トラの骨、サイの角などが法律で禁止されているにもかかわらず、高い値段で取り引きされています。それが野生動物の密猟や密輸につながり、多国籍の組織犯罪のひとつにもなっています。